

鳥取県公報

昭和四十年四月十五日發行（但休日に当るときは翌日）

◇告示

公有水面の埋立の承認

土地改良区の定款変更の認可

基本測量の終了

肥料の登録

公平委員会の事務の委託

おり公有水面の埋立の承認をしたので、同法第四十二条
第三項において準用する同法第十一条の規定により告示
する。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県知事 石破 二朗

一 埋立の免許を受けた者

岡山市石関町八十番地

農林省岡山農地事務局長 川戸 孟紀

二 埋立の場所及び面積

鳥取県米子市葭津地先の中海水面 八町五反

（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の目的 農地造成のため

四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年十一月 一日

しゆん工期限 昭和三十八年 三月三十一日

鳥取県告示第五百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二

条第一項の規定に基づき昭和三十七年十月十六日次のと

鳥取県告示第五百七十八号

第三十

条第二項の規定により、足山土地改良区の定款変更を、昭和三十七年十月十七日認可した。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 鳥取県知事 石 破 二 朗
二 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、福部村
三 作業終了年月日 昭和三十七年九月三十日

鳥取県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十一条第二項の規定により、大井手用水土地改良区の定款変更を、昭和三十七年十月十七日認可した。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年十月二十三日

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)		生産業者の住所 及び氏名
		全量	素りん酸加量	
鳥取県 第三四〇号	五、七 なたね油かす	五・七	二・当	西伯郡大山町稻
		五	一・三	水野 浩
		五	八	

鳥取県告示第五百八十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、境港市美保関町渡船事業組合、米子市日吉津村中学校組合、関金町倉吉市中学校組合、鹿野町氣高町中学校組合及び倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合の公平委員会の事務を、次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和三十七年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港市美保関町渡船事業組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、境港市美保関町渡

船事業組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。
(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

米子市日吉津村中学校組合と鳥取県との間

の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、米子市日吉津村中

学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

00412

(第3種郵便物
司)

昭和37年10月23日 火曜日 鳥取県公報 第3371号 (認)

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

いう。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

関金町倉吉市中学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、関金町倉吉市中学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項

に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鹿野町氣高町中学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鹿野町氣高町中学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項

に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

00413

(第3種郵便物
司)

昭和37年10月23日 火曜日 鳥取県公報 第3371号

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

この規約は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、倉吉市外八ヶ町村